

令和6年度 公文書開示（3月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7. 3. 10	R7. 3. 13	令和6年4月28日執行衆議院議員補欠選挙（東京都第15区）における選挙運動費用収支報告書、選挙運動費用収支報告書に係る領収書（4名）	1		1					1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号 領収書に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
2	R7. 2. 6	R7. 3. 13	令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における選挙運動費用収支報告書（2名）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
3	R7. 2. 28	R7. 3. 13	令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における選挙運動費用収支報告書、選挙運動費用収支報告書に係る領収書、出納責任者選任届、選挙運動事務員等届出書、選挙運動用ビラ証紙交付申請書兼受領書、選挙運動用ビラ届出書、選挙事務所設置届（1名）	1		1					1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号 届出書等に記載の電話番号や年齢、性別等、領収書等に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 届出書等や領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
4	R7. 2. 28	R7. 3. 13	令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における東京13区〇〇候補の開票立会人届出書、個人演説会開催申出書					1											・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、不存在	選挙管理委員会事務局 選挙課
5	R7. 3. 7	R7. 3. 13	令和6年7月7日執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書、選挙運動費用収支報告書に係る領収書（1名）	1		1					1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号 領収書に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R6. 7. 23	R7. 3. 19	令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書（53 名） 令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書に係る領収書（46 名） 令和 6 年 7 月 7 日執行東京都議会議員補欠選挙における選挙運動費用収支報告、選挙運動費用収支報告書に係る領収書（4 名）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 領収書に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
7	R6. 7. 23	R7. 3. 19	令和 6 年 7 月 7 日執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書、選挙運動費用収支報告書に係る領収書					1											・ 東京都情報公開条例第 11 条第 2 項 請求のあった公文書は、不存在	選挙管理委員会事務局 選挙課
8	R7. 1. 21	R7. 3. 21	政治資金収支報告書と併せて提出される領収書等の写し（2021 年分、2022 年分、2023 年分）（1 団体）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に該当 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
9	R7. 1. 28	R7. 3. 25	政治資金収支報告書に添付された領収書等の写し（令和 5 年分）（9 団体）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
10	R7. 1. 28	R7. 3. 28	政治資金収支報告書と併せて提出される領収書等の写しのうち 2025 年 1 月 24 日付の訂正により提出された分（令和 4 年分、令和 5 年分）（1 団体）	1		1							1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
11	R7. 1. 30	R7. 3. 28	令和 4 年分、令和 5 年分収支報告書と併せて提出される領収書等の写しのうち 2025 年 1 月 24 日付の訂正により提出された分（1 団体）	1		1							1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課